

令和元年度第1回手話通訳者派遣運営懇話会 テーマ別協議説明資料

1 手話通訳者派遣の範囲について

○川越市聴覚障害者協会から、事前に要望意見をいただいている。

(1) 内容（川越市手話通訳者派遣事業実施要綱第5条）

現要綱第5条第2項の内容を維持する。

(2) 場所（同要綱第7条）

「県内」を維持する。

(3) 申請者・対象者

主催のある案件は主催側が申請する。情報保障を希望するろう者は主催側に申し出てほしい。ろう者から主催側へ希望を伝える際の説明が困難な場合は、障害者福祉課から主催側へ連絡する。

(4) 警察署等への手話通訳者の派遣について

平成30年度第2階手話通訳者派遣事業担当者会議（主催：埼玉聴覚障害者情報センター）において報告があった。

①埼玉聴覚障害者情報センター発の文書

・平成25年1月15日付

「警察署からの手話通訳ならびに要約筆記派遣依頼について」

・平成30年10月16日付

「警察署等への手話通訳者等の派遣について」

②「川越市手話通訳者派遣制度ご案内」（パンフレット）

(5) 緊急時の手話通訳者の派遣について

・ろう者から当直室へF a x →当直室から通訳者へ連絡

・消防（指揮統制課）から通訳者へ連絡

・救急病院から通訳者へ連絡

2 手話通訳者の登録について

(1) 臨時・非常勤職員の見直し（地方公務員法及び地方自治法の改正）

[経過報告]

- ①非常勤特別職の範囲を厳格化
- ②臨時的任用の対象を厳格化
- ③会計年度任用職員制度の整備

→登録手話通訳者がどの職に当てはまるのか。

- ・現状の通訳者の業務の態様は、どの職にも当てはまらないように思われる。
- ・公務員の枠組み内で登録手話通訳者独自の勤務体系を創設することはできない。

○職員課から障害者福祉課への照会については回答済（通訳者の業務の態様等）。

○市内4団体（川越市登録手話通訳者の会・葵会、川越市聴覚障害者協会、川越市手話通訳問題研究会・手話「ふたば」、川越手話サークル）からのご意見は、職員課へ伝え済（平成31年2月22日付文書、3月27日懇談）。

○今後のスケジュールが示され次第、上記4団体へ報告予定。

(2) 養成・認定・登録について（通訳者不足の解消）

①手話講習会について

手話や聴覚障害者への理解を広めることや手話通訳者を増やすために、コース設定等について、川越市聴覚障害者協会及び川越市手話通訳問題研究会・手話「ふたば」と協議中。継続して協議していく。

②合格水準について

- ・川越市聴覚障害者協会から、通訳者の技術・メンタル面等について事前に要望意見をいただいている。
- ・通訳者の養成には川越市聴覚障害者協会等のご協力をいただいて

いるが、短期間で養成できるものではない。認定試験不合格により学習を止めてしまう人がいるとすればもったいない。試験合格水準を上げることはせずに、合格後、自己研鑽、市研修への出席や先輩通訳者に同行することで力量を上げていてもらいたいと考えている。

③「市内在住・在勤」条件

- ・川越市登録手話通訳者認定試験実施要綱第3条による
- ・手話講習会受講条件も市内在住・在勤である
- ・通訳者の旅費支給起算点が市役所である

→上記(1)の臨時・非常勤職員の見直しにより、変更後の登録手話通訳者への旅費支給方法によっては、市外在住の通訳者もそれほど負担なく活動できる可能性がある。

今後、「市内在住・在勤」条件を削除することも検討する。